

文書名称：「専利開放許諾の実施に関する紛争の調停業務弁法（試行）」についての公告（第 590 号）

検索番号：00001463X/2024-00339

テーマ分類：保護体系

発行機関：保護司

作成日：2024-07-02

書類番号：国家知識産権局第 590 号公告

廃止日：

「専利開放許諾の実施に関する紛争の調停業務弁法（試行）」についての公告
（第 590 号）

公布日：2024-07-15

中国共産党中央委員会、国務院の決定・配置を徹底し、「中華人民共和國専利法」第 52 条の規定を実施し、専利開放許諾の実施過程において発生する紛争を適時に解決するために、国家知識産権局は、「専利開放許諾の実施に関する紛争の調停業務弁法（試行）」を制定・公布し、公布日より実施する。

特にここに公布する。

国家知識産権局

2024 年 7 月 2 日

専利開放許諾の実施に関する紛争の調停業務弁法

(試行)

第一章 総則

第一条 専利技術の実施と運用を促進し、専利開放許諾の実施過程において生じる紛争を適時に解決するために、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国専利法実施細則」等の関連規定に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は、「中華人民共和国専利法」第 52 条にいう専利開放許諾の実施から生じる紛争の調停に適用される。

第三条 専利開放許諾の実施から生じる紛争の調停は、以下の原則に従うものとする。

(一) 自由意思の原則。当事者意思の自由を十分に尊重し、当事者が法律に従って権利を行使することを保障し、当事者に調停を受け入れることを強制してはならない。

(二) 合法性の原則。専利開放許諾の実施から生じる紛争の調停は、法律、法規、規程の要求を遵守しなければならない、国益、公益及び他人の合法的權益を損なってはならない。

(三) 公平の原則。専利開放許諾の実施から生じる紛争の調停は、公平の原則に従い、当事者双方の権利と義務を合理的に決定しなければならない。

(四) 秘密保持の原則。調停に関与するスタッフ、案件代理人、専門家等は、当事者双方が開示に同意する場合を除き、調停過程において知り得た営業秘密、個人のプライバシー及びその他法に基づいて公開すべきでない情報に対して秘密を保持しなければならない。

第二章 案件の受理

第四条 当事者は、専利開放許諾の使用料支払基準と支払方法、専利開放許諾の発効期間、専利許諾期間等の内容をめぐって紛争が生じ、かつ、自己の意思により調停を受け入れる場合、書面により調停申請を提出し、かつ、調停申請書を国家知識産権局に直接提出するか、または郵送しなければならない。

第五条 調停申請を提出する場合、次の書類を提出しなければならない。

(一) 調停申請書。調停申請書には、当事者双方の氏名又は名称、住所、連絡先、連絡方法、調停を申請する紛争の事由、紛争の概要、調停を申請する事項等の内容を明記しなければならない。

(二) 申請者の身分証明書類。主に自然人の身分証明書類、法人又はその他の組織の営業許可証の写し又は主体資格を証明するその他の書類を含む。そのうち、自然人は自然人の身分証明書類の写しを提出し、かつその写しに確認のために署名しなければならない。

法人又はその他の組織は、営業許可証又は主体資格を証明するその他の書類の写し、法定代表者又は主要責任者の身分証明書類の写しを提出しなければならない、上記の写しすべてに公印を押さなければならない。

(三) 関連証拠資料。登録された専利の開放許諾に関する声明書、有効な専利開放許諾の実施に関する契約書等の案件に関連する証拠資料を含むが、これらに限定されない。

(四) 委任状。申請者は、調停に参加する代理人として 1 名又は 2 名を選任することができる。申請者は、代理人に調停への参加を委任する場合、書面による委任状を提出しなければならない。委任状には委任事項、権限、期間を明記しなければならない。

(五) その他案件の調停に関する資料。

第六条 国家知識産権局が調停案件を受理する場合、当事者双方が共同で申請を提出することも、当事者の一方が申請を提出することもできる。

当事者の一方が申請する場合、国家知識産権局は、調停申請された当事者に調停通知書を送付し、調停の意思を求める。調停申請された当事者は、調停通知書を受領した後、10 営業日以内に調停に同意するか否かの確認書を提出しなければならない。調停に同意する場合は、同時に第五条に掲げる書類を提出しなければならない。

第七条 国家知識産権局は、5 営業日以内に調停申請を受理するか否かを決定し、当事者双方に通知しなければならない。案件が特に複雑であり、又はその他の特別な事情がある場合は、立件の期限を 5 営業日延長することができる。

国家知識産権局が審査の結果、受理しないと決定した場合、受理しない旨の通知書を発行し、その理由を書面で当事者に説明しなければならない。

第八条 調停申請は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受理しないものとする。

- (一) 当事者の一方が調停申請を提出し、他方の当事者が調停に応じない場合、
- (二) 当事者がすでに人民法院に訴訟を提起し、受理された場合、
- (三) 当事者がすでに仲裁機関に仲裁を申請した場合、
- (四) 人民法院又は仲裁機関が紛争についてすでに裁決を下した場合、
- (五) その他受理できない状況がある場合。

第九条 国家知識産権局は、受理された調停申請を立件登録しなければならない、これには立件番号、関連する専利の情報、申請者情報、代理機関及び代理人情報、調停申請の主要事項、添付証拠材料等を含むが、これらに限定されない。

第三章 案件の調停

第十条 国家知識産権局が調停申請を受理した後、速やかに調停を主宰する調停員を任命

しなければならない。

国家知識産権局は、案件の必要に応じて、関係単位、専門家又はその他の関係者を招いて調停に参加させることができる。

第十一条 事実が明らかで、権利義務関係が明確であり、又は金額が大きい案件については、1名の調停員の主宰により調停を行うことができる。重大、困難、複雑又は金額が大きい案件については、3名以上の調停員から成る調停合議体を構成するものとし、合議体の人数は最大5名の奇数人でなければならない。

第十二条 調停員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、回避しなければならない。

- (一) 本件当事者又はその代理人の近親者である場合、
- (二) 本件紛争に利害関係を有する場合、
- (三) 本件紛争当事者、代理人とその他の関係を有し、公正な調停に影響を及ぼすおそれがある場合。

第十三条 調停スタッフは、調停を行うに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (一) 私情にとらわれて不正を働き、当事者の一方の肩を持つ行為、
- (二) 当事者を抑圧し、侮辱し、又は攻撃する行為、
- (三) 財物を要求・收受し、又はその他不当な利益を貪る行為、
- (四) 国家機密、営業機密と個人のプライバシーを漏洩する行為、
- (五) 公正な調停に影響を及ぼし、又は当事者の合法的権益を損なうその他の行為。

第十四条 当事者は次の権利を有する。

- (一) 自らの意思を自主的に表明し、自発的に調停合意に達すること、
- (二) 調停の公開又は非公開を要求すること、
- (三) 調停を受け入れること、調停を拒否すること、調停の中断又は終了を要求すること、
- (四) 法律、法規、規程に定められたその他の権利。

第十五条 当事者は、次の義務を履行しなければならない。

- (一) 争議紛争の事実を如実に述べること、
- (二) 法に従い、関連証拠を全面的に提出すること、
- (三) 調停の秩序を遵守し、調停スタッフ及び相手方当事者を尊重すること、
- (四) 合意した調停協議を自発的に履行すること、

(五) 法律、法規、規程に定められたその他の義務。

第十六条 当事者が次の各号のいずれかに該当し、治安違反に該当する場合は、公安機関より行政処罰を与えるものとし、犯罪に該当する場合には、法に基づいて刑事責任を追及するものとする。

(一) 調停スタッフ又は相手方当事者を脅迫、殴打する場合、

(二) 調停の秩序を乱す場合、

(三) 偽造された証拠資料を提供する場合、

(四) 調停を妨害、阻止するその他の行為を行う場合。

第十七条 調停スタッフは次の手順に基づいて調停を行うことができる。

(一) 本人確認及び権利義務の告知。調停の開始にあたり、調停スタッフは、当事者の身元を確認し、調停規律を宣言し、当事者双方が法に従い享有する権利と履行すべき義務等を告知しなければならない。

(二) 事実の確認。調停スタッフは、質問、反対尋問、案件関係資料の確認、現地調査、調整会議の開催等の方法を通じて、案件の事実関係を精査することができる。

(三) 調停と処理。調停スタッフは、現地調停、電話調停、書面調停、オンライン調停等多様な方法で調停を行うことができる。同一案件においても様々な調停方法を総合的に用いることができる。現地調停実施の際は、調停の 3 営業日前に、調停の時間、場所、調停員等の事項を書面で当事者に通知しなければならない。当事者が現地調停に参加できない場合は、少なくとも 1 営業日前までに日程変更を申請しなければならない。合議体で調停を実施する場合、合議体のリーダーが調停の進行を主宰する。

(四) 調停調書の作成。調停員又は調停合議体は、調停の時間、場所、参加者、協議事項、当事者の意見と調停の結果を簡単に記録した調停調書を作成しなければならない。当事者は間違いがないことを確認した後に署名又は押印する。

第十八条 国家知識産権局は、調停申請を受理した日から 30 営業日以内に案件の調停を完了しなければならない。状況が複雑で、又はその他の特別な事情がある場合は、当事者双方の同意があれば、延長期間が 30 営業日を超えない範囲内で、適切に延長することができる。

調停過程において、専門家への諮問又は関連事実に対して鑑定を行う必要がある場合、専門家への諮問又は鑑定にかかった時間は調停期間に算入しない。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当事者は、処理の中止を求めることができ、調停員又は調停合議体が、中止の可否を決定する。

(一) 相手方当事者が認める正当な理由により、一時的に調停に参加できない、又は途

中で調停の中止を要求する場合、

- (二) 専利権の無効審判が提起された場合、
- (三) 不可抗力又は不測の事態が起こった場合、
- (四) 法律、法規、規程で定められたその他の調停を中断すべき状況がある場合。

第二十条 中止の事由が消滅した後、当事者の申請により調停を再開することができ、中止の期間は調停期間に算入しない。

第四章 案件の終了

第二十一条 現地調停で、かつ即時に履行可能な案件、又は当事者双方のいずれもが調停協議書の作成は不要であると考えた案件の場合、調停協議書を作成しなくてもよい。調停員又は調停合議体により調停記録書に調停結果を記録する。

第二十二条 調停により合意に達し、次の各号のいずれかに該当する場合、調停協議書を作成しなければならない。

- (一) 一方の当事者が調停協議書の作成を要求する場合、
- (二) 金銭支払いの内容があり、かつ即時に履行を完了できない場合、
- (三) 調停事項に重大で、困難で、複雑な紛争を有する場合、
- (四) 調停協議書を作成すべきその他の状況がある場合。

第二十三条 調停協議書には、次の内容を明記しなければならない。

- (一) 当事者及び委託代理人の基本状況、
- (二) 争議紛争事項、
- (三) 協議の履行方法、期限等を含む調停の結果、
- (四) その他の合意事項。

第二十四条 調停協議書は、署名押印日から効力を生ずる。調停協議書に具体的な発効日が明記されている場合、その明記された発効日に準ずる。

第二十五条 調停協議書は各当事者がそれぞれ1部保有し、国家知識産権局が1部保管するものとする。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合、調停員は調停を終了しなければならない。

- (一) 一方の当事者が調停の終了を要求した場合、
- (二) 調停期限が満了しても、調停合意に達していない場合、

- (三) 当事者が正当な理由なく欠席した場合、又は途中から調停から離脱した場合、
- (四) 調停の結果が第三者の利益に関わるものであり、第三者が調停に同意しない場合、
- (五) 公民が死亡し、又は法人その他の組織が終了し、権利義務を受け継ぐ者がいない場合、又は権利義務を受け継ぐ者が調停を放棄した場合、
- (六) 争議紛争について、当事者が訴訟又は仲裁を提起した場合、
- (七) 法律、法規、規程に定められた調停を終了する必要があるその他の状況がある場合。

調停を終了する場合、調停終了通知書を作成し、又は調停調書に記録しなければならない。

第二十七条 当事者は、調停の終結又は中止後、同一の事実及び理由で調停を申請してはならない。

第二十八条 国家知識産権局は、調停の終結又は中止後、調停案件資料をファイルにまとめて保管しなければならない。保管資料は、一案件ごとに一つの番号、一案件ごとに一つのファイルの原則に従ってまとめなければならない。

第五章 附則

第二十九条 本弁法は国家知識産権局が解釈の責任を負う。

第三十条 本弁法は公布日より施行する。

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。